

第 11 屋外貯蔵所

第11 屋外貯蔵所（危政令第16条）**1 区分****(1) 屋外貯蔵所とは**

ア 「屋外貯蔵所」とは、屋外の場所において第二類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう（危政令第2条第7号）。

イ 発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油人開閉器、遮断器、油入りコンデンサー及びこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、使用の目途がなくなった時に危険物関係法令の規制対象となり、内蔵する油類の合計数量が指定数量以上で、屋外で貯蔵する場合は、屋外貯蔵所として規制する。

2 規制範囲

屋外貯蔵所は、貯蔵場所及び附属工作物並びに保有空地を規制の範囲とすること。

なお、一続きの地面ならば、その広狭にかかわらず一ノ許可単位とし、いかに近距離であっても河川、道路その他により区画されていれば、その区画部分ごとにそれぞれを別の許可単位とする。

3 許可数量の算定

許可数量は、規制範囲内で貯蔵する危険物の最大貯蔵数量とする。

4 位置、構造及び設備の基準**(1) 危政令第16条第1項を適用する危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所****ア 保安距離（危政令第16条第1項第1号）**

危政令第16条第1項第1号に規定する「保安距離」は、第3「製造所」の例による。

イ 地盤面（危政令第16条第1項第2号）

（ア）危政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、排水のよい場所」とは、原則として、周囲の地盤面より若干高くするとともに、コンクリート等で舗装した場所又は碎石等で固める等の措置を講じた場所であること。

（イ）屋外貯蔵所の周囲には、原則として、排水溝及び貯留設備もしくは油分離装置を設けるよう指導すること。

ウ さく

危政令第16条第1項第3号に規定する「周囲に設けるさく等」は高さ1m程度とすること。

エ 保有空地（危政令第16条第1項第4号）

危政令第16条第1項第4号に規定する「保有空地」は、第3「製造所」の例による。

オ 標識、掲示板（危政令第16条第1項第5号）

危政令第16条第1項第5号に規定する「標識、掲示板」は、第3「製造所」の例による。

カ 架台の構造（危政令第16条第1項第6号、危規則第24条の10）**（ア）架台構造及び貯蔵の方法**

第5「屋内貯蔵所」の例による。

（イ）架台の高さ【H8.10.15 消防危125】

危規則第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」とは、周囲の地盤面から架台の最上段までの高さとする。

キ その他**（ア）容器の積み重ね高さ（危政令第26条第1項第11号の2、危規則第40条の2）**

危規則第40条の2に規定する「容器の積み重ね高さ」とは、周囲の地盤面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

（イ）消火設備

屋外に設置する第 4 種又は第 5 種の消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。◆

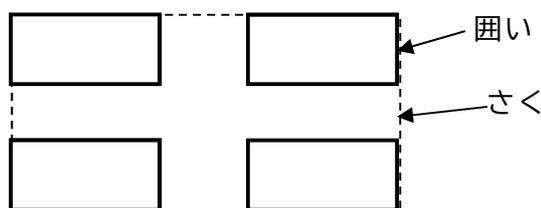
また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導する。◆

（2）危政令第 16 条第 2 項を適用する塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所

危政令第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定によるほか、次によること。

- ア 危政令第 16 条第 1 項第 3 号（さく等の設置）の適用については囲いをもってこれに代えることができる。この場合、2 以上の囲いを設けるものにあつては、囲いの相互間の外縁部分にさく等を設けることができる。【S54.7.30 消防危 80】（11-1 図参照）

第 11-1 図 さく等の例



イ 屋外消火栓設備を設置するものにあつては、当該屋外消火栓設備に設けるノズルは、噴霧に切り替えのできる構造のものとする。【S54.7.30 消防危 80】

ウ 屋外貯蔵所構造明細書については、囲いの内部の面積（2 以上の囲いを設ける場合はそれぞれの囲いの内部の面積及び貯蔵面積）を区画内面積の欄に囲いの材質、高さ、構造等をさく等の構造欄に記載すること。

参考通知

「屋外貯蔵所の柵と空地」【S40.4.6 自消丙予発 60】

「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」【H元.3.1 消防危 14】

「危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用について」【H10.3.27 消防危 36】

（3）危政令第 16 条第 3 項を適用する高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所
（1）のうち適用されるものによるほか、次による。

ア 高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危政令第 16 条第 1 項の基準又は危政令第 16 条第 3 項に規定する基準のいずれかを選択できる。

（4）危政令第 16 条第 4 項を適用する引火性固体（引火点が 21℃未満のものに限る。）又は第四類危険物のうち第 1 石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取扱う屋外貯蔵所

（1）のうち適用されるものによるほか、次による。

ア 危規則第 24 条の 13 第 1 号に規定する「当該危険物を適温に保つための散水設備等」には、屋外貯蔵所の付近に水道栓等を配置して、施設全域に散水できるものが該当する。

なお、気温が 30℃に達する場合には、散水等により適切に冷却できる管理体制を確保する。

イ 危規則第 24 条の 13 第 2 号に規定する油分離装置を油分離槽とする場合の槽数は、3 連式以上を指導する。◆

5 特殊な屋外貯蔵所

（1）タンクコンテナに危険物を収納して貯蔵する屋外貯蔵所【H10.3.27 消防危 36】

ア 基本事項

第 5 「屋内貯蔵所」の例による。

イ 位置、構造及び設備の基準

屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危政令第 16 条（第 1 項第 4 号及び第 2 項を除く。）、第 20 条及び第 21 条の規定の例による。

ただし、危政令第 16 条第 1 項第 3 号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、危政令第 23 条を適用し、次に掲げる貯蔵形態に応じ、次の各表に定める幅の空地とすることができる。

（ア）高引火点危険物（危政令第 9 条第 2 項に定める危険物）のみを貯蔵する場合

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 200 以下の屋外貯蔵所	3 m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	5 m 以上

（イ）（ア）以外の場合

区 分	空地の幅
指定数量の倍数が 50 以下の屋外貯蔵所	3 m 以上
指定数量の倍数が 50 を超え 200 以下の屋外貯蔵所	6 m 以上
指定数量の倍数が 200 を超える屋外貯蔵所	10 m 以上

（ウ）タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ（ア）若しくは（イ）の規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ危政令第 16 条第 1 項第 4 号若しくは危規則第 24 条の 12 第 2 項第 2 号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有する。

なお、それぞれの貯蔵場所は、ライン等により明確に区分するよう指導する。◆

ウ 貯蔵及び取扱いの基準

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、危政令第 24 条、第 25 条及び第 26 条第 1 項（第 1 号、第 1 号の 2、第 6 号の 2、第 11 号及び第 11 号の 3 に限る。）の規定の例によるほか、次による。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

（ア）タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つものとする。

（イ）第 5 「屋内貯蔵所」の例による。

エ その他

トレーラーを補助脚により固定した場合には、トレーラーにタンクコンテナを積載したままの状態でも貯蔵することができる。